

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節 退職金共済契約の締結等（第三条 第九条）</p> <p>第二節 退職金等の支給（第十条 第二十一条）</p> <p>第三節 掛金（第二十二条 第二十六条）</p> <p>第四節 過去勤務期間の通算に関する特例（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第三十条・第三十一条）</p> <p>第六節 雑則（第三十二条 第三十四条）</p> <p>第三章 共済契約者及び被共済者（第三十五条 第三十八条）</p> <p>第四章 特定業種退職金共済契約</p> <p>第一節 通則（第三十九条・第四十条）</p> <p>第二節 特定業種退職金共済契約の締結等（第四十一条 第五十一条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節 退職金共済契約の締結等（第三条 第九条）</p> <p>第二節 退職金等の支給（第十条 第十七条）</p> <p>第三節 掛金（第十八条 第二十一条）</p> <p>第四節 過去勤務期間の通算に関する特例（第二十一条の二 第二十一条の四）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第二十条の五・第二十一条の六）</p> <p>第六節 雑則（第二十二条 第二十三条）</p> <p>第三章 共済契約者及び被共済者（第二十四条 第二十七条）</p> <p>第四章 特定業種退職金共済契約</p> <p>第一節 通則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第二節 特定業種退職金共済契約の締結等（第三十条 第四十条）</p>

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置（第五十二条・第五十三条）

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係（第五十四条・第五十五条）

第六節 業務等（第七十条 第七十一条）

第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構

第一節 総則（第五十六条 第五十九条）

第二節 役員及び職員（第六十条 第六十一条）

第三節 運営委員会（第六十二条 第六十三条）

第四節 業務等（第七十条 第七十一条）

第五節 雑則（第七十二条 第七十三条）

第七章 国の補助（第七十四条）

第八章 雑則（第七十五条 第七十六条）

第九章 罰則（第七十七条 第七十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第二条（略）

3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置（第四十一条・第四十二条）

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係（第四十三条・第四十四条）

第六節 業務等（第六十条 第六十一条）

第六章 勤労者退職金共済機構

第一節 総則（第四十五条 第五十条）

第二節 役員及び職員（第五十一条 第五十二条）

第三節 運営委員会（第六十二条 第六十三条）

第四節 業務等（第六十条 第六十一条）

第五節 財務及び会計（第七十一条 第七十二条）

第六節 監督（第七十三条・第七十四条）

第七節 雑則（第七十五条・第七十六条）

第七章 国の補助（第七十七条）

第八章 雑則（第七十八条 第七十九条）

第九章 罰則（第八十条 第八十一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第二条（略）

3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が勤労者退職金共済機構

職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

4～7 (略)

第二章 退職金共済契約

第一節 退職金共済契約の締結等

第四条 (略)

2 掛金月額は、被共済者一人につき、五千円（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十七条第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）以上三万円以下でなければならない。

3 (略)

第二節 退職金等の支給

第十一条 (略)

第十二条 (略)

（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

4～7 (略)

第二章 退職金共済契約

第一節 退職金共済契約の締結等

第四条 (略)

2 掛金月額は、被共済者一人につき、五千円（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十一条の二第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）以上三万円以下でなければならない。

3 (略)

第二節 退職金等の支給

第十条の二 (略)

第十条の三 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(解約手当金等)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第二十三条第一項の規定に基づき減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

第十七条 (略)

(掛金納付月数の通算)

第十八条 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合に

第十条の四 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(解約手当金等)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第十八条の二第一項の規定に基づき減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

第十三条の二 (略)

(掛金納付月数の通算)

第十四条 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一条の六第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場

において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第三節 掛金

第二十二条 (略)

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第二十三条 (略)

2 前項の規定に基づき掛金の減額が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第十条第二項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第十五条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

(納付期限の延長)

第二十六条 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十二條第一項の納付期限を延長することができる。

2 (略)

合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第三節 掛金

第十八条 (略)

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第十八条の二 (略)

2 前項の規定に基づき掛金の減額が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第十条第二項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)及び第十四条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

第十九条 (略)

第二十条 (略)

(納付期限の延長)

第二十一条 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第十八条第一項の納付期限を延長することができる。

2 (略)

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならぬ。

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第二十二條第二項及び第二十四條から第二十六條までの規定は、過去勤務掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十二條第一項」とあるのは、「第二十八條第一項」と読み替えるものとする。

(退職金等の特例)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第十六條第三項の規定は、適用しない。

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の申出は、第二十一条の四第一項第一号の規定による退職金の額の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならぬ。

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 第十八條第二項及び第十九條から第二十一条までの規定は、過去勤務掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「第十八條第一項」とあるのは、「第二十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

(退職金等の特例)

第二十一条の四 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第十三條第三項の規定は、適用しない。

二 (略)

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等

(退職金相当額の受入れ等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第十六条第三項の規定は、適用しない。

二 (略)

4 (略)

第三十一条 (略)

第六節 雑則

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

第三章 共済契約者及び被共済者

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

二 (略)

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等

(退職金相当額の受入れ等)

第二十一条の五 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第十三条第三項の規定は、適用しない。

二 (略)

4 (略)

第二十一条の六 (略)

第六節 雑則

第二十二条 (略)

第二十二条の二 (略)

第二十三条 (略)

第三章 共済契約者及び被共済者

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

第四章 特定業種退職金共済契約

第一節 通則

第三十九条 (略)

(特定業種の指定)

第四十条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二節 特定業種退職金共済契約の締結等

(締結等)

第四十一条 (略)

2 特定業種退職金共済契約が締結されたときは、第四項の規定により被共済者とならないものとされた者を除き、共済契約者が雇用する第三十九条に規定する者は、当該特定業種退職金共済契約の効力が生ずる時(

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

第四章 特定業種退職金共済契約

第一節 通則

第二十八条 (略)

(特定業種の指定)

第二十九条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二節 特定業種退職金共済契約の締結等

(締結等)

第三十条 (略)

2 特定業種退職金共済契約が締結されたときは、第四項の規定により被共済者とならないものとされた者を除き、共済契約者が雇用する第二十八条に規定する者は、当該特定業種退職金共済契約の効力が生ずる時(

当該特定業種退職金共済契約の効力が生じた後当該共済契約者に新たに雇用された者については、その者が雇用された時）において、すべて当該特定業種退職金共済契約の被共済者となる。

3 (略)

4 中小企業者は、特定業種退職金共済契約の締結に当たつて（第七十三条第七項の規定によつて締結されたものとみなされる特定業種退職金共済契約については、同条第六項の規定による募集に應ずるに当たつて）、所定労働時間が特に短い者その他の厚生労働省令で定める者が当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないものとすることができる。

5～7 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第四十五条 (略)

2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被共済者について、第四十三条第一項の規定による月数への換算又は次条第一項若しくは第五十五条第四項の規定により繰り入れるべき金額の算定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に

当該特定業種退職金共済契約の効力が生じた後当該共済契約者に新たに雇用された者については、その者が雇用された時）において、すべて当該特定業種退職金共済契約の被共済者となる。

3 (略)

4 中小企業者は、特定業種退職金共済契約の締結に当たつて（第七十条第八項の規定によつて締結されたものとみなされる特定業種退職金共済契約については、同条第六項の規定による募集に應ずるに当たつて）、所定労働時間が特に短い者その他の厚生労働省令で定める者が当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないものとすることができる。

5～7 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第三十四条 (略)

2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被共済者について、第三十二条第一項の規定による月数への換算又は次条第一項若しくは第四十四条第四項の規定により繰り入れるべき金額の算定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第三十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に

係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第四十三条第一項第二号八に該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金の総額がこれを超える場合（第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。）又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一・二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3（略）

第四十七条（略）

第四十八条（略）

（従業員に対する告知等）

第四十九条（略）

係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第三十二条第一項第二号八に該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金の総額がこれを超える場合（第四十条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。）又は第三十二条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一・二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第三十二条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

（従業員に対する告知等）

第三十八条（略）

2 事業主は、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見やすい場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならない。その現に雇用する被共済者である従業員の全部又は一部が、第四十一条第三項又は第六項の規定により被共済者でなくなつたときも、同様とする。

第五十条 (略)

(準用)

第五十一条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十条、第十四条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十二条第四項」と読み替えるものとする。

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置

2 事業主は、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見やすい場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならない。その現に雇用する被共済者である従業員の全部又は一部が、第三十条第三項又は第六項の規定により被共済者でなくなつたときも、同様とする。

第三十九条 (略)

(準用)

第四十条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十条の二、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十二條の二、第二十三条、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十七条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第三十二条第四項」と読み替えるものとする。

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置

(被共済者に関する経過措置)

第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとするができる。ただし、この期間は、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始の日から五年を超えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第五十三条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る

(被共済者に関する経過措置)

第四十一条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとするができる。ただし、この期間は、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務の開始の日から五年を超えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第四十二条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十条第六項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号の業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金を

特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）を超えることができない。

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係

第五十四条（略）

（被共済者が移動した場合の取扱い）

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）を超えることができない。

2 第八十六条第一項の規定は、前項の厚生労働省令の制定について準用する。

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係

第四十三条（略）

（被共済者が移動した場合の取扱い）

第四十四条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたととき。

二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3（略）

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第四十三条第一項第二号八に該当したものとみなした場合（同条第三項の規定により、同号八に該当したものとみなされる場合を含む。）」と読

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一条の六第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたととき。

二（略）

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第三十二条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3（略）

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第三十二条第一項第二号八に該当したものとみなした場合（同条第三項の規定により、同号八に該当したものとみなされる場合を含む。）」と読

み替えるものとする。

第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構

第一節 総則

(この章の目的)

第五十六条 独立行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第五十七条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。

(機構の目的)

第五十八条 (略)

み替えるものとする。

第六章 勤労者退職金共済機構

第一節 総則

(目的)

第四十五条 (略)

(法人格)

第四十六条 機構は、法人とする。

(事務所)

第五十九条 (略)

第二節 役員及び職員

(役員)

第六十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第六十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(事務所)

第四十七条 (略)

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四十八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなけれ

ば、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第四十九条 機構でない者は、勤労者退職金共済機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第五十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第五十一条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、前項の監事のほか、非常勤の監事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第五十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第五十三条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の任期)

第五十四条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第五十五条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第五十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(理事長、副理事長及び理事の義務)

第五十七条の二 理事長、副理事長及び理事は、業務上の余剰金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

第五十七条の三 理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一・二 (略)

(代表権の制限)

第五十八条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第五十九条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権

(理事長及び理事の義務)

第六十三条 理事長及び理事は、業務上の余剰金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第六十四条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一・二 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第六十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第六十六条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第六十七条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）

3 (略)

限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第六十条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第六十一条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第六十二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し特に重要な事項

3 (略)

(運営委員会の組織)

第六十八条 運営委員会は、運営委員二十人以内をもつて組織する。

(運営委員)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第四節 業務等

(運営委員会の組織)

第六十三条 運営委員会は、運営委員二十人以内及び理事長が指名する理事一人をもつて組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営委員)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 第五十四条第二項、第五十六条第二項及び第六十一条の規定は、運営委員について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「厚生労働大臣又は理事長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(運営委員会の議事)

第六十五条 運営委員会は、委員長又は第六十三条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四節 業務

(業務の範囲)

第七十条 機構は、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

(特定業種退職金共済規程)

第七十一条 (略)

一 (略)

(業務の範囲)

第六十六条 機構は、第四十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

(特定業種退職金共済規程)

第六十七条 (略)

一 (略)

二 特定業種退職金共済業務及びその執行に関する重要事項

三 特定業種退職金共済契約に係る共済契約者及び被共済者に関する事項

四 特定業種退職金共済契約に係る退職金に関する事項

五 (略)

2 (略)

(業務方法書)

第六十八条 機構は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託)

第六十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務

二 退職金共済契約に係る掛金及び過去勤務掛金の収納及び返還に関する

る業務

三 特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務

四 特定業種退職金共済契約に係る掛金の収納及び返還並びに退職金共済証紙の受払いに関する業務

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他の業務（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

（業務の委託）

第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務（事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。）の一部を委託することができる。

2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（特定業種の指定に伴う措置）

第七十三条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2 （略）

る業務

三 特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務

四 特定業種退職金共済契約に係る掛金の収納及び返還並びに退職金共済証紙の受払いに関する業務

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他の業務（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

（業務の委託）

第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務（事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。）の一部を委託することができる。

2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（特定業種の指定に伴う措置）

第七十条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2 （略）

3 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第七十一条第二項の認可を受けなければならない。

4 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の年度計画を変更しなければならない。

5 機構は、前項の規定により年度計画を変更し、通則法第三十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出たときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、共済契約者となる者とする者を募集しなければならない。

6 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始の認可を申請しなければならない。

7 第五項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可があつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

3 第六十三条第二項から第四項まで及び第六十五条の規定は、準備委員会について準用する。この場合において、第六十三条第二項及び第四項中「運営委員」とあるのは「準備委員」と、第六十五条第一項中「運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。

4 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第六十七条第二項の認可を受けなければならない。

5 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けなければならない。

6 機構は、前二項の認可を受けたときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、共済契約者となる者とする者を募集しなければならない。

7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 第六項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可があつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

8 | 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

9 | 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第七十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第七十二条 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第七十三条 機構は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完了しなければならない。

(財務諸表等)

第七十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(区分経理)

第七十四条 (略)

- 一 一般の中小企業退職金共済業務(機構の業務のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。)及びこれに附帯する業務
- 二 特定業種退職金共済業務及びこれに附帯する業務

2 機構は、第四十六条第一項又は第五十五条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。

(積立金の処分)

第七十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)(最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)(の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第七十条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(区分経理)

第七十五条 (略)

- 一 一般の中小企業退職金共済業務(機構の業務のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ。)
- 二 特定業種退職金共済業務

2 機構は、第三十五条第一項又は第四十四条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十六条 (略)

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他厚生労働大臣の指定する有価

証券の取得

(利益及び損失の処理)

第七十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第七十七条 (略)

- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託）（投資顧問業者）（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（第二条第三項に規定する者をいう。）（との投資一任契約）（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）
 - 四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得
 - 五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
- 六 財政融資資金への預託
- 2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならぬ。
 - 3 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。
 - 4 機構については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

(借入金の制限)

第七十八条 機構は、借入金をしてはならない。ただし、第六十六条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たっては、第四項に規定するもののほか、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 厚生労働大臣及び経済産業大臣（第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「特定業種余裕金」という。）の運用にあつては、厚生労働大臣。第三号において同じ。）の指定する金融機関への預金

二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への信託

三 厚生労働大臣及び経済産業大臣の指定する有価証券の取得

四 不動産の取得

五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第三十二条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 機構は、運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。

（又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。）

3 機構は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を財政融資資金に預託して運用しなければならない。

4 第一項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第三号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第二号に掲げる方法により運用しなければならない。

5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十八条（略）

2（略）

3 機構は、前条第一項第三号及び第五号に掲げる方法（政令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十九条の二（略）

2（略）

3 機構は、前条第一項第二号（前条第二項に規定する運用方法を特定する信託を除く。）及び第五号に掲げる方法（政令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

(財務大臣との協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二条第四項又は第七十七条第一項第一号から第四号までの規定による指定をしようとするとき。

二 第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第七十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第八十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第八十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第八十条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第八十一条 機構は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生労働省令への委任)

第八十二条 この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第八十三条 機構は、厚生労働大臣が監督する。

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第八十四条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第八十五条 機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第八十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六十七条第二項、第六十八条第一項、第七十二条又は第八十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十八条第二項、第八十条又は第八十二条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第七十四条第一項、第七十八条ただし書、第七十九条第二項又は第八十一条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二条第四項又は第七十九条第一項第一号若しくは第三号の規定による指定をしようとするとき（同項第一号又は第三号の規定により厚生労働大臣及び経済産業大臣が指定をする場合を除く。）。

2 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、経済産業大臣に協議しなければならない。ただし、第三号の場合（予算の認可をしようとするときに限る。）及び第四号の場合にあつては、その協議は、一般の中小企業退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

一 第六十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十九条第二項の規定による認可（一般の中小企業退職金共済業務に係るものに限る。）をしようとするとき。

三 第七十二条の規定による認可をしようとするとき。

四 第八十二条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

五 第七十九条第一項第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

3 厚生労働大臣は、第七十二条の規定による認可（事業計画の認可に限る。）をしようとするときは、当該特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、当該特定業種に係

(国の補助)

第八十三条 国は、毎年度、予算の範囲内において、第二十三条第一項及び第四十五条第一項の規定に基づき措置に要する費用を補助することができる。

第八十四条 (略)

第八十五条 (略)

(船員に関する特例)

第八十六条 (略)

2 第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する場合において、被共済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員である被共済者であつたときは、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「国土交通省令で定めるやむを得ない事情」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長(海運監理部長を含む。)が行う。

第八十七条 (略)

る特定業種退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

4 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第七十九条第一項第一号又は第三号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(国の補助)

第八十七条 国は、毎年度、予算の範囲内において、第十八条の二第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき措置に要する費用を補助することができる。

第八十八条 削除

第八十九条 (略)

第九十条 (略)

(船員に関する特例)

第九十一条 (略)

2 第十四条及び第四十四条第一項第一号に規定する場合において、被共済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員である被共済者であつたときは、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「国土交通省令で定めるやむを得ない事情」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する第十四条及び第四十四条第一項第一号に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長(海運監理部長を含む。)が行う。

第九十二条 (略)

第八十八条 第六十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十五条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項又は第四十九条の規定に違反した者

- 二 第三十七条又は第五十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

- 二 第七十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条（第四十条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項又は第三十八条の規定に違反した者

- 二 第二十六条又は第三十九条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員（第六号に該当する場合にあつては、第六十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。）は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

- 二 第四十八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第七十七条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

三 第六十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第七十九条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十三条第二項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第八十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第九十六条 第四十九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>（設置） 第二十五条（略） 2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）<u>第八十四条第一項</u>の規定による審査の事務を取り扱う。</p>	<p>（設置） 第二十五条（略） 2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）<u>第八十九条第一項</u>の規定による審査の事務を取り扱う。</p>

改正後	現行
<p>（掛金の納付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）<u>第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受け</u>たときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。</p> <p>附則</p> <p>第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>（以下この条において「機構」という。）との間で、当該適格退職年金契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金</p>	<p>（掛金の納付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）<u>第十三条の二第一項の規定に基づき、勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは</u>、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。</p> <p>附則</p> <p>第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、<u>勤労者退職金共済機構</u>（以下この条において「機構」という。）との間で、当該適格退職年金契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被</p>

契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金額に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額で、政令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（次項において「引渡金額」という。）を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつたものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受給者等であつた期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を超えることができない。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金額に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額で、政令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（次項において「引渡金額」という。）を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつたものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受給者等であつた期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を超えることができない。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条第二項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。